

議第一号

徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十七年十二月十八日

提出者

丸若祐二	来代正文
榎本孝	藤田元治
杉本直樹	木南征美
中山俊雄	嘉見博之
岩丸正史	臼木春夫

徳島県議会議長

川端正義殿

#### 徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

徳島県議会の議決すべき事件を定める条例（昭和五十四年徳島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十二條第一項の規定により経済産業大臣に届け出る」を「県営電気事業の日野谷発電所、坂州発電所、川口発電所及び勝浦発電所において発電する電気の」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の規定は、平成二十八年四月一日以後に発電する電気の売電について適用し、同日前に発電する電気の売電については、なお従前の例による。

#### 提案理由

電気事業法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第二号

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十七年十二月十八日

提出者 全議員

徳島県議会議長 川端正義殿

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十六年徳島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### 提案理由

本県財政の健全化に資するため、平成二十八年四月から平成二十九年三月までの間の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額について減額を継続する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第 3 号

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 27 年 12 月 18 日

提 出 者      文教厚生委員長      木 下      功

徳島県議会議長      川 端 正 義 殿

## 国の教育政策における財政的支援を求める意見書

教員が子どもと向き合う時間の確保による質の高い教育の実現のため、平成23年度に、いわゆる「標準法」が改正され、小学校1年生の学級編制基準が35人に引き下げられているが、いじめや不登校等、様々な教育課題に対応し、きめ細やかな教育を推進していくためには、学級編制基準を改正し、小学校第1学年にとどまっている35人以下学級を一層拡大する必要がある。

平成28年度国予算の概算要求では、「アクティブ・ラーニング」のための環境整備、小学校における専科指導や特別支援教育の充実、さらには、教員以外の専門スタッフが学校を支える「チーム学校」の推進を図るため、教職員の定数増が要求されているが、これらの課題に確実に対応するためには、地方の実情を踏まえた教職員定数の改善が不可欠である。

また、いわゆる「人材確保法」は、学校教育が次代を担う青少年の人間形成の基本をなすものであることに鑑み、教員の給与について特別の措置を定め、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的に制定されたものであるが、近年、教員給与体系の再構築の動きのもと、教員特有の手当の削減等が行われてきたところである。

学校教育の成否は教員の資質能力に負うところが大きく、優秀で質が高く、意欲に溢れた人材を確保することが極めて重要である。

さらに、義務教育に係る教職員の給与等について、義務教育費国庫負担金制度によりその一部を国が負担するなど、国から一定の支援が行われているが、地方自治体の財政状況にかかわらず、全国一律に教育の機会均等とその維持向上を図るためには、国の責務として必要な財源を保障する必要がある。

よって、国においては、次の事項が実現されるよう強く要請する。

- 1 今日的な教育諸課題に対応するため、義務教育諸学校及び高等学校の標準法を改正し、教職員定数の改善を図ること。
- 2 教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法を尊重し、教育専門職としてふさわしい給与・待遇とすること。
- 3 教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、国が責任をもち義務教育に係る費用を全額国庫負担とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先  
衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
協力要望先  
県 選 出 国 会 議 員

議第4号

「地域包括ケアシステム」の構築に向けた診療報酬の要件の見直し等を  
求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成27年12月18日

提出者 文教厚生委員長 木下 功

徳島県議会議長 川端正義 殿

「地域包括ケアシステム」の構築に向けた  
診療報酬の要件の見直し等を求める意見書

団塊の世代が後期高齢者となり、医療と介護の需要が急激に増大する2025年問題を見据え、全国よりも早く高齢化が進行する本県においては、地域で支え、治す「地域完結型」の医療提供体制とともに「地域包括ケアシステム」の構築を早急に進めるため、「かかりつけ医」の普及が不可欠である。

こうした中、平成26年度診療報酬改定において、複数の疾患を有する患者への主治医機能を評価した「地域包括診療料」が導入された。

これは、糖尿病や高血圧症など複数の慢性疾患を有する患者に対して、患者の同意を得て、主治医が継続的かつ全人的に診療する場合に適用されるものであり、いつでも相談に乗ってくれる主治医の存在は、患者にとっても誠に心強いものであることから、医療機関には積極的な活用が期待される。

しかしながら、「地域包括診療料」の適用を受けるためには、「在宅医療を24時間対応で提供している」ことをはじめ、診療所では「常勤の医師が3名以上配置されている」ことなどが、また、病院では「2次救急指定病院又は救急告示病院等である」ことに加え、「地域包括ケア病棟入院料の届出を行っている」ことなどが求められている。

このような過度に厳格な要件が足かせとなり、本県のみならず全国的にもほとんど適用が進んでいない状況にあることは、「かかりつけ医」の普及を阻む要因となっていると言わざるを得ず、「かかりつけ医」機能を適正に評価できるよう、実情に応じた制度の見直しが必要であると考えます。

よって、国においては、「地域包括診療料」の算定要件の見直しなど「地域包括ケアシステム」の早急な構築に資する施策を講じるよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

内 閣 官 房 長 官

協 力 要 望 先

県 選 出 国 会 議 員



議第5号

消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島移転の実現を求める  
意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成27年12月18日

提出者

榎丸藤北岸喜岩南嘉岩須岡原山眞庄高古	本若田島本多佐見丸見田井西貝野井川	祐元勝泰宏義恒博正一理国浩昌美広	孝二治也治思弘生之史仁絵敬朗司彦穂志	杉木西岡井川寺元来中岡島木重白黒長長	本南沢本川端井木代山田下清木崎尾池	直征貴富龍正正章正俊佑正佳春哲文	樹美朗治二義邇生文雄樹人功之夫章見武
--------------------	-------------------	------------------	--------------------	--------------------	-------------------	------------------	--------------------

徳島県議会議長

川端正義殿

消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの  
徳島移転の実現を求める意見書

人口の急減と東京一極集中という、かつてない危機を克服し、日本の明るい未来を切り開いていくためには、地方への新しい人の流れづくりへの突破口となる政府関係機関の地方移転を推進することが不可欠である。

本県では、地域の消費者リーダーを多く輩出してきた消費者大学校・大学院の設置をはじめ、食品の安全安心に向けた全国初の食品表示の適正化等に関する条例の制定や食品表示Gメンによる一元的な監視指導體制の構築など、全国モデルとなる消費者行政を強力に展開してきたところである。

このような先駆的な消費者施策の実証フィールドを有する強みと、本県が誇る全国屈指のブロードバンド環境を生かし、国民目線に立った政策企画を具現化するため、本県では、消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島移転を提案している。

こうした状況の下、去る12月14日には、徳島移転に関する今後の検討に資するために来県された河野内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）から、「ICTの活用により東京との距離的障害がクリアできる」との考えが示されるとともに、本県の誘致提案に対し、「非常に可能性のある提案」との御発言を頂いたところである。

よって、国においては、東京圏から地方への新しい人の流れを創出し、地方創生から日本創成にしっかりとつなげるため、早期に消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島移転を実現されるよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

内 閣 官 房 長 官

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

地方創生担当大臣

協力要望先

県選出国會議員

議第6号

情報通信政策研究所等の徳島移転の実現を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成27年12月18日

提出者	櫻丸藤北岸喜岩南嘉岩須岡原山眞庄高古	本若田島本多佐見丸見田井西貝野井川	祐元勝泰宏義恒博正一理国浩昌美広	孝二治也治思弘生之史仁絵敬朗司彦穂志	杉木西岡井川寺元来中岡島木重白黒長長	本南沢本川端井木代山田下清木崎尾池	直征貴富龍正正章正俊佑正佳春哲文	樹美朗治二義邇生文雄樹人功之夫章見武
-----	--------------------	-------------------	------------------	--------------------	--------------------	-------------------	------------------	--------------------

徳島県議会議長 川 端 正 義 殿

## 情報通信政策研究所等の徳島移転の実現を求める意見書

日本の明るい未来を切り開いていくためには、人口減少の克服と東京一極集中の是正に一刻の猶予も許されないとの強い危機感を持ち、国・地方挙げて地方創生を強力に推進していかなければならない。

地方創生の切り札として、国は「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」において、政府関係機関の地方移転の推進を明確に位置付けており、徳島県民をはじめ、国民はその早期実現を強く求めている。

この度、国においては、今後具体的な検討を進める政府関係機関を、各道府県から誘致提案があった69機関のうち、34機関とすることを決定したが、本県が提案している情報通信政策研究所、森林技術総合研修所、農林水産研修所及び農業・食品産業技術総合研究機構（うち食品総合研究所）については、これの対象外としている。

国は、対象外とした主な理由として、「省庁の近隣以外の立地では効果・効率の確保・向上が期待しにくい」、「本省との連携のため、本省の近傍に所在することが必須の機関である」などを挙げている。

しかしながら、これらの指摘は、本県が有する最先端の実証フィールドの活用により移転効果を発揮するとともに、本県が誇る全国屈指のブロードバンド環境を生かしたテレワークを用いて距離的障害を克服することなどにより、十分に対処することが可能である。

よって、国においては、新しい人の流れを地方から創り出し、地方創生、ひいては日本創成にしっかりとつなげるため、情報通信政策研究所、森林技術総合研修所、農林水産研修所及び農業・食品産業技術総合研究機構（うち食品総合研究所）の徳島移転の実現に改めて積極的に取り組むよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

農 林 水 産 大 臣

内 閣 官 房 長 官

地方創生担当大臣

協力要望先

県選出国會議員